

難也、光之於昌邑、以己之意立、不當立者、故輒立輒廢、不出一歲、何其易也、基經之於陽成、則以先皇嫡嗣不得、不立也、己爲其外舅、廢之、非其利也、而廢之、不得不廢也、八歲立、輔之七年、其爲之難可知也、光孝以親王爲省卿、異於宣帝之在民間、然其踈遠、不著略同、光以丙吉奏記始知之、而基經則預察識其當立矣、光有太后爲之主、有張安世與之謀、基經已無所仰稟也、所共議公卿、如源融、源多、槩皆執袴子、是非其器識有勝於光、何能辨此、光立一宣帝而已、基經又定策、宇多亦所謂當立者也、光薦外孫女於昭帝、又計納女於宣、掩妻邪謀、死不血食、累宣之德、而基經無此事、能保功名、君臣兩美、其純爲社稷、不爲私、亦有勝於光者也、基經之勝於光也、果矣、雖然、其自用專擅、貪於權勢、則同、豈皆不學無術、故耶、如其門望滋盛、子孫至、僭上蔑君者、雖勢之馴至、非其所得、知不無有所以貽之也、

〔國史纂論〕三禎曰、昭宣公歷事四朝、在職縝密、以才望稱、陽成帝狂暴、公廢之、擇齒德而立光孝帝、世稱其功、以比之伊霍、然今察其心迹、猶是不免貪權固寵之意、如之何得比之伊霍哉、爲人臣而懷私、以事其上、要君以威權、其罪不亦大乎、

〔愚管抄〕三この小松の御門、○光御病おもくてうせさせ給ひけるに、御子あまたおはしませしけれども、位をつがせんことをばさだかにもえ仰られず、今われ君と仰らるゝことも此おと○藤原基經のわざなれば、又はからひ申てんと思召けるにや、御病のむしろに昭宣公参り給ひて、今は誰にか御讓さふらふべきと申されけるに、其事也、たゞ御はからひにこそと仰られければ、寛平○宇多は王侍従とて、第三の御子おはしませしけるを、それにておはしますべく候、よき君にておはしますべきよし申されければ、かぎりなく悦ばせ給ひて、やがてよびまゐらせて、そのよし申させ給ひけり、寛平御記には、左の手にては公が手をとり、右の手にては朕が手をとりへさせ給ひて、なくなく公恩まことにふかし、よくは是をまらせ給へと申おかれけるよしこそ申おかれたるなれ、なかゝかやうのことは、かくその御記をみぬ人まで、もれさく事のかた端を書付たる